

(別添)

インターンシップ実習生受け入れに関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と〇〇大学（以下「乙」という。）は、甲が乙の学生をインターンシップによる実習生（以下「実習生」という。）として受け入れるにあたり、インターンシップ実習生受入要領第3条第3項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(実習生)

第1条 甲が受け入れる実習生は、〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇年（氏名）とする。

(実習期間)

第2条 実習生の実習期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(実習時間)

第3条 実習生の実習時間は、実習先における甲の職員の勤務時間に準ずるものとする。

(報酬及び費用弁償等)

第4条 実習生には、報酬、費用弁償その他費用は支給しない。

(実習中の事故等)

第5条 実習生は、実習中の災害に備え、傷害保険等に参加するものとする。

2 実習生の実習中の災害及び通勤途上の交通災害等について、甲は一切の責任を負わないものとする。

(服務)

第6条 実習生は、実習期間中において、実習に専念するとともに、甲の職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。

2 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

4 実習生が故意又は過失により県若しくは第三者に損害を与えた場合は、実習生が甲若しくは第三者に対し責任を負う。

5 実習生は、前4項の規定を遵守する旨の誓約書を甲に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合、また、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

令和 年 月 日

甲 山形県
山形県農林水産部長

乙 〇〇大学
〇 大学〇〇学部長